

農業雪害対策緊急支援事業

令和8年1月の豪雪により、パイプハウスの倒壊やりんご樹等の枝折れが発生しています。今後の被害を最小限に抑えるための対策として、以下のとおり、緊急支援事業を実施しています。

融雪剤購入費補助事業

1 概要

農業用融雪剤の購入経費の一部を補助します。

2 交付対象者

市内に住所を有する農業者、農業法人

3 補助対象経費及び補助額

令和7年12月1日から令和8年3月20日の間に購入した農業用融雪剤の購入経費に対し、1袋あたり300円を補助します。(果樹・高冷地野菜等は10アールあたり2袋、農業用ハウスは100坪あたり2袋を上限とします。)
※樹園地・野菜ほ場または農業用ハウスに限ります。

4 申請方法

○JA津軽みらいから購入する組合員の方
JA津軽みらいが申請手続を行いますので、申請は不要です。

○その他の販売店から購入する方

以下の通り、申請手続を行ってください。

・受付期間:2月24日(火)から3月23日(月)まで

・受付窓口:

①市役所本庁舎3階 農林課(18番窓口)

②碇ヶ関総合支所

③葛川支所

・提出書類

①交付申請書兼請求書

②事業計画書

③事業内容(購入袋数、単価、購入金額)がわかる資料(納品書、購買明細書、領収書など)

※①と②は各受付窓口に設置するほか、市HPからダウンロードできます。



市HPは
こちら